

# 胎内市優遇措置制度

H23.4.1改正

## ★ 優遇措置指定対象企業（奨励企業）

指定対象	工場	物の製造、加工又は修理を行う施設
	事務所	物の販売及びサービス業、運輸、通信、倉庫、梱包、建設業等
規模	土地・建物(付属設備)及び償却資産の取得価格が2,300万円以上 新規雇用の増加人数がそれぞれ、新設が常用雇用者等5名、増設・移設が常用雇用者3名以上	

## ① 固定資産税の課税免除

期間	5年	新潟中条中核工業団地及び市営工業団地に立地した企業
	3年	上記以外の市内に立地した企業

## ② 用地取得助成金

助成額	用地取得費の15%以内の額、限度額1億円（5年間の分割交付） ※ 市経済への波及効果により、限度額を超えて助成する場合もあり(大規模取得対応)	
対象区域	・新潟中条中核工業団地 ・市営工業団地（黒川南、坂井）	
対象業種	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業 その他上記に類する業種で市長が特に認めるもの	
交付要件	1. 用地取得面積が7,000㎡以上 2. 当該企業の建築面積が用地取得面積の概ね10%以上 3. 当該用地取得後、3年以内に事業を開始 4. 事業開始後、10年間連続して事業を営み、その間他に転売しない	

## ③ 用地賃貸借助成金

助成額	賃貸借した用地の固定資産税相当額を5年間	
対象区域	・新潟中条中核工業団地 ・市営工業団地（黒川南、坂井）	
対象業種	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業 その他上記に類する業種で市長が特に認めるもの	
交付要件	1. 対象区域に立地するための土地賃貸借契約を締結 2. 賃貸借契約後、3年以内に事業を開始	

## ④ 雇用促進奨励金

奨励金額	市内在住の新規雇用者1名につき10万円、限度額500万円の1回限り	
交付要件	1. 新規雇用者数 新設10名以上、増設5名以上、移設3名以上 2. 奨励企業の指定を受けた日から事業開始後90日の間に雇用し、1年以上継続	

## ⑤ 工業用水道使用料助成金

助成額	基本使用料金の20%、年間限度額100万円の5年間	
対象区域	新潟中条中核工業団地（鴻の巣地区）	
対象業種	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業 その他上記に類する業種で市長が特に認めるもの	
交付要件	50m <sup>3</sup> /日以上の上水道の給水を受けていること	